身体的拘束等適正化の指針

法人名	ラポール前橋合同会社
代表者	蛭原　桂子
所在地	前橋市大渡町一丁目 13-7

第１章　事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

当法人並びに各事業所は、利用者の尊厳を守り、安全かつ快適な生活を支援することを基本理念とする。身体的拘束は、利用者の身体的・精神的自由を制限する行為であり、原則としてこれを行わない。やむを得ず身体的拘束等を実施する場合には、法令及び厚生労働省の「身体的拘束ゼロへの手引き」に基づき、最小限かつ一時的な措置とし、適正な判断と記録をもって対応する。

第２章　身体的拘束等適正化検討委員会その他組織に関する事項

1. 当法人は、「身体的拘束等適正化検討委員会」（以下「委員会」という）を設置する。
2. 委員会は、代表、管理者、事務責任者、介護支援専門員、看護職員、必要に応じて外部有識者等で構成する。
3. 委員会は、３か月に１回以上開催し、以下の事項を検討する。
   (1) 身体的拘束等の事例の検証及び再発防止策の検討
   (2) 利用者の状態に応じたケア方法の見直し
   (3) 職員への助言及び指導
4. 委員会の検討結果は、各事業所内で共有し、改善に活かす。

第３章　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

1. 身体的拘束等の適正化に関する職員研修を年２回以上実施する。
2. 研修内容には、以下を含むものとする。
   (1) 身体的拘束に関する倫理的・法的理解
   (2) 拘束を回避するためのケア技術及び環境整備
   (3) 実際の事例を用いたグループワーク等
3. 新規採用職員には、入職時に初期研修を実施する。
4. 研修の実施状況は記録し、委員会に報告する。

第４章　事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

1. 身体的拘束等が発生した場合は、速やかに管理者へ報告する。
2. 「身体的拘束等記録票」に必要事項を記録し、委員会に提出する。
3. 報告内容には、以下を含むものとする。
   (1) 実施日時・場所・対象者

(2) 実施理由及び代替手段の検討状況
(3) 実施時間及び解除状況
4. 月次で集計・分析を行い、各事業所内で共有する。
5. 必要に応じて、行政機関への報告を行う。

第５章　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

1. 身体的拘束等の必要性が生じた場合は、以下の手順を踏む。
(1) 医師・看護師・介護職員による緊急判断
(2) 利用者及び家族への説明と同意の取得
(3) 実施後の速やかな解除及び記録・報告
2. 拘束中は、利用者の身体的・精神的状態を継続的に観察し、必要に応じて医療的対応を行う。
3. 拘束の解除後は、委員会にて事例検証を行い、再発防止策を講じる。

第６章　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針について、誰でも閲覧できるように事業所に据え置くとともに法人ホームページにも掲載するものとする。

第７章　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

1. 地域の医療・福祉機関と連携し、拘束回避の支援体制を強化する。
2. 外部評価（第三者評価）を活用し、継続的な改善を図る。
3. 利用者の状態やニーズに応じた個別ケア計画を策定し、拘束の予防に努める。

改訂履歴

版　数	発　行　日	改　訂　内　容
身体-01	令和７年３月 31 日	発行

身体的拘束等記録票

項　　目	記　入　内　容
利用者氏名	
記録作成日	年　　月　　日
拘束実施日時	開始：（　　年　　月　　日　　時　　分） 終了：（　　年　　月　　日　　時　　分）
拘束実施場所	（例：居室、共用スペースなど）
拘束の方法	（例：ベッド柵の使用、車椅子への固定など）
実施理由	（例：転倒防止、自傷行為の防止など）
代替手段の検討状況	□ 実施前に代替手段を検討した □ 代替手段が不可能であった理由： （　　）
利用者の同意	□ 本人の同意あり □ 本人の同意なし（理由：　　）
家族の同意	□ 同意あり □ 同意なし（理由：　　）
拘束中の観察記録	（例：身体状況、精神状態、苦痛の有無など）
拘束解除後の対応	（例：医師への報告、委員会への提出、ケア方法の見直しなど）
担当職員氏名	
管理者確認欄	□ 確認済　署名：
委員会提出日	（　　年　　月　　日）